

事業所の新設等に伴い市民を雇用する事業者を応援します！

日光市雇用創出奨励金

1 交付対象事業者

- ・市内に事業所の新設、増設及び移設を行う者で対象労働者を雇用する者
※敷地面積 3,000 m²または建築面積 2,000 m²以上の新設等または拡張する建築面積が 2,000 m²以上の増設に限る。
※新設等する建物や雇用予定者が当奨励金の対象となるか事前にご相談ください。
- ・市税及び公共料金を完納している者

2 対象業種

製造業、運輸業、卸売業、小売業、情報通信業

3 交付対象労働者

【認定申請時の要件】

- ・事業所の新設等に伴い新たに雇用する正規従業員又は無期雇用従業員（雇用形態の転換による場合を含む。）
- ・事業所の新設等に伴い市外の別の事業所から転属する正規雇用従業員又は無期雇用従業員（雇用の転換による場合を含む。）
- ・新設の場合は 5 人以上、増設及び移転の場合は増員 1 人以上の市民

【交付申請時の要件】

- ・交付申請する日において、市内に住所を有し、事業開始前 6 か月から事業開始後 1 年の間に雇用（転属）され、6 か月以上継続雇用し、かつ、交付申請の日においても雇用が継続されている者。

4 補助金額

限度額 1,000 万円

	雇用形態	補助額（1人当たり）
新規雇用 (転属含む)	正規雇用従業員	20 万円
	無期雇用従業員	10 万円
雇用形態の転換	無期雇用から正規雇用へ転換された従業員	10 万円
	有期雇用から正規雇用へ転換された従業員	10 万円
	有期雇用から無期雇用へ転換された従業員	5 万円

5 手続きの流れ

認定申請 → 認定 → 事業実施（対象従業員の雇用・転属、雇用形態の転換） →

交付申請 → 交付決定 → 請求 → 奨励金の交付

※ **囲み文字**部分が申請者の行為。**必ず対象従業員の雇用開始前にご相談ください。**

6 認定申請に必要な書類

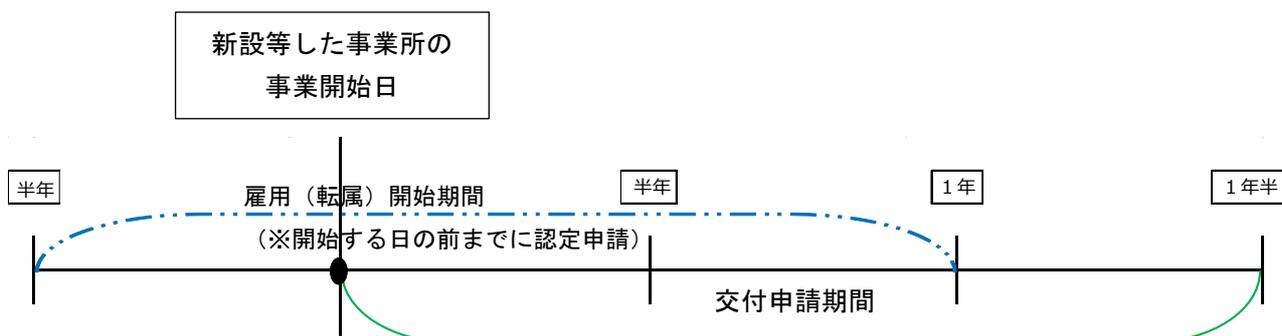
対象労働者の雇用、転属または雇用形態の転換をしようとする日の前までに申請してください。
(申請は1回、認定申請後に変更が生じた場合は変更認定申請を提出してください。)

- 1) 事業計画認定申請書(様式第1号)
- 2) 事業概要調書(別記)
- 3) 法人の定款又はこれに類するもの
- 4) 土地及び建物の配置図並びに平面図
- 5) 対象事業所を建設等したことを証する書類

7 交付申請に必要な書類

対象労働者の雇用が6ヶ月を経過した日以降に申請してください。なお、申請可能期間は事業を開始した日から1年6か月以内です。(申請は2回まで可。ただし、一年度につき1回。)

- 1) 交付申請書(様式第5号)
- 2) 雇用実績書
- 3) 対象労働者の名簿
- 4) 対象労働者に賃金を支払ったことを証する書類
- 5) 対象労働者の雇用形態及び雇用保険への加入を証する書類
- 6) 対象労働者の住民票の写し
- 7) 市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(別記2)



- ・事業開始前6か月から事業開始後1年の間に雇用(転属)され、6か月以上継続雇用
- ・事業開始後1年6か月までに交付申請(申請は2回まで可。一年度1回。)

※交付対象労働者を雇用(転属等)する前に認定申請の手続きを行ってください。

※申請書類の書き方等で不明な点は、下記問合先にご連絡ください。

【問合先】

日光市 観光経済部
商工課 工業係
TEL : 0288-21-5136
FAX : 0288-21-5121